

平成22年7月13日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官
 平成22年(ワ)第344号 不当利得返還請求控訴事件(原審・名古屋地方裁判所平
 成21年(ワ)第6010号)

口頭弁論終結日 平成22年6月1日

判

決

東京都新宿区西新宿8丁目15番1号

控訴人	株式会社武富士
同代表者代表取締役	清川昭茂
同訴訟代理人支配人	山田

被控訴人 伊藤知恵子

主

文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 当事者の求めた裁判

1 控訴人

- (1) 原判決を取り消す。
- (2) 被控訴人の請求を棄却する。
- (3) 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人の負担とする。

2 被控訴人

主文と同旨

第2 事案の概要

- 1 本件は、被控訴人が、資金業者である控訴人に対し、反復継続された金銭消費貸借取引に係る弁済金のうち利息制限法1条1項所定の利息の制限額を超えた

て利息として支払われた部分を元本に充当すると、過払金が発生していると主張して、不当利得返還請求権に基づき過払金と法定利息の支払を求める事案である。

2 原判決は、被控訴人の請求を全部認容したところ、控訴人が控訴した。

3 本件の争点は、以下のとおりである。

(1) 控訴人と被控訴人との間で、昭和59年7月28日から平成21年8月4日までの間に反復継続された金銭消費貸借取引（以下「本件取引」という。）を一連のものとして、利息制限法に基づく引き直し計算をすべきかどうか。

(2) 控訴人は悪意の受益者であるかどうか。

4 爭点に関する当事者の主張は、次のとおり原判決を付加訂正するほかは、原判決「第2 事案の概要等」欄の2に記載のとおりであるから、これを引用する。

5 原判決の付加訂正

(1) 原判決2頁5行目末尾に、次のとおり付加する。
「本件取引は、1個の基本契約に基づく取引である。仮に、基本契約を異にする複数の取引からなるものであるとしても、以下のとおり、事实上1個の連続した貸付取引であると評価することができる特段の事情がある。すなわち、本件取引の経過に照らすと、平成13年6月21日から同年8月18日までの約2か月間、平成18年1月30日から同年8月18日までの約6か月間、平成20年7月17日から同年12月25日までの約5か月間、各残高が0となつた時期もあったが、その期間は、取引当初の開始時である昭和59年7月28日から約25年間の取引の間のわずかな期間に過ぎない。また、控訴人は被控訴人との取引について、当初から一貫して同一の会員番号を付し、同一の支店（店番168）で取引がなされていた。また、控訴人と被控訴人とは、相互にいざれからも契約終了の意思表示をしたこともないし、

その意思表示を受けたこともない。さらに、控訴人は、平成13年8月、平成18年8月、平成20年12月に取引を再開した際、被控訴人の与信調査をしておらず、従前の契約の延長なしし継続として簡単に貸し付けをしているし、被控訴人は、本件取引期間継続中、控訴人からカードの返還を求められたり、カードの失効手続を取られたこともない。」

(2) 原判決2頁7行目末尾を改行のうえ、次のとおり付加する。

「なお、控訴人は、本件取引が一連の取引である点及び控訴人が悪意の受益者である点を争うが、控訴人の前記主張は、時機に後れた攻撃防御方法であり、失当である。原審における審理の経過や、控訴審においても、控訴人は控訴理由書を提出期限を超過して提出していること、控訴人の前記主張は、原審において十分主張可能であったことを考慮すると、時機に後れた攻撃防御方法であり、却下されるべきである。」

(3) 原判決2頁11行目末尾を改行のうえ、次のとおり付加する。

「3 控訴人の主張

(1) 2項被控訴人の主張(1)は認め、控訴人と被控訴人との間で、2項被控訴人の主張(2)のとおりの本件取引がなされたことは認め、本件取引が一連の取引であるとの主張は否認する。

本件取引は、次とおり、4個の別個の基本契約に基づく取引であり、個々の基本契約に基づく取引に係る過払金は、他の基本契約に基づく取引に係る債務には充当されないというべきである。

ア 控訴人は、昭和59年7月28日、被控訴人との間で以下の内容の基本契約（以下「基本契約1」という。）を締結し、基本契約1に基づき、同日以降平成13年6月21日までの間、継続的金銭消費貸借取引（以下「本件取引1」という。）をした。

- (イ) 借入限度額 30万円
- (ウ) 利率 年利4.1. 975パーセント

(イ) 支払日 每月3日

イ 控訴人は、平成13年8月18日、被控訴人との間で以下の内容の基本契約（以下「基本契約2」という。）を締結し、基本契約2に基づき、同日以降平成18年1月30日までの間、継続的金銭消費貸借取引（以下「本件取引2」という。）をした。

(ア) 借入限度額 80万円

(イ) 利率 年利23.360パーセント

(ウ) 支払日 毎月5日

ウ 控訴人は、平成18年8月18日、被控訴人との間で以下の内容の基本契約（以下「基本契約3」という。）を締結し、基本契約3に基づき、同日以降平成20年7月17日までの間、継続的金銭消費貸借取引（以下「本件取引3」という。）をした。

(ア) 借入限度額 100万円

(イ) 利率 年利23.360パーセント

(ウ) 支払日 毎月5日

エ 控訴人は、平成20年12月24日、被控訴人との間で以下の内容の基本契約（以下「基本契約4」という。）を締結し、基本契約4に基づき、同日以降平成21年8月4日までの間、継続的金銭消費貸借取引（以下「本件取引4」という。）をした。

(ア) 借入限度額 10万円

(イ) 利率 年利18パーセント

(ウ) 支払日 每月3日

なお、被控訴人は、本件取引1ないし4については、事实上1個の連續した貸付取引であると評価することができる特段の事情があると主張するが否認する。すなわち、本件取引1ないし4の各取引終了時と各取引開始時までには、取引がなされていない期間があること、本

件取引2ないし4については、各取引開始の際、被控訴人からカード発行についての申請がなされていること、また、前記各取引の開始時には、被控訴人から改めて契約の申込がなされ、控訴人において本人確認、信用調査を実施し、本件取引1に係る契約証書を被控訴人に返還していること、本件取引1ないし3については、その終了時に、それぞれ約定残元利金が一括弁済されていること、本件取引1ないし3と本件取引4とでは、控訴人が付した被控訴人の会員番号が異なっていることからすると、被控訴人の前記主張は失当である。

(2) 2項被控訴人の主張(3)は否認する。控訴人は悪意の受益者には該当せず、以下のとおり、控訴人が本件取引について、いわゆるみなし弁済の適用があるとの認識を有するに至ったことがやむを得ないといえる特段の事情がある。すなわち、平成2年以降、貸金業の規制等に関する法律（以下「貸金業法」という。）43条1項（以下「みなし弁済の規定」という。）の適用に関して種々の判例、学説が存在し、控訴人は、これらを調査のうえ、貸金業者に不利益な判例が出た場合には、即座に貸金業法17条所定の書面（以下「17条書面」という。）及び同法18条所定の書面（以下「18条書面」という。）の記載内容や交付方法について改善をし、みなし弁済規定の適用を受けることができるよう営業努力を続けてきたものであり、このような営業努力の結果、変更された書面等はその時々のみなし弁済規定の解釈に関する法令、判例状況等に適合したものであつたから、当然、控訴人は、被控訴人を含む顧客との間の取引についてみなし弁済規定の適用があるものと認識していた。」

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所は、被控訴人の請求は理由があるものと判断するが、その理由は、以下のとおりである。

2 取引経過について

(1) 証拠(乙1ないし16)及び弁論の全趣旨を総合すれば、以下の事実が認められる。

ア 被控訴人は、以下の内容の証書を作成して、控訴人に差し入れ、控訴人ととの間でその旨合意した。

(ア) 被控訴人は、昭和59年7月28日、控訴人に対して以下の約定が記載された「限度額融資契約証書」を差し入れてその旨合意した(乙1)。

a 融資限度額	30万円
b 利率	年利4.1. 975パーセント
c 支払日	毎月3日
d 支払方法	当初融資高に応じて、返済期間を3年1か月(37回)ないし4年1か月(49回)とし、毎月最低支払額以上を支払う定額リボルビング方式による。
e 最終支払期限	当初融資残高に応じて、当初融資日の直後の約定支払日の3年後ないし4年後の応当日。

なお、被控訴人は、控訴人に対して、昭和59年12月24日付け、昭和60年9月13日付け、平成5年2月4日付け、平成8年5月28日付け、平成10年9月10日付で、前記と同様の契約証書を差し入れているが、各契約書では、融資極度額が順次、増額され、約定利率、約定支払日も異なっている。また、控訴人は、平成10年9月10日付けの契約証書の差し入れを受ける際には、被控訴人の運転免許証などのコピーを受領して本人確認を行っている。そして、控訴人は、平成13年6月22日付で、被控訴人宛てに昭和60年9月13日付け以降の契約書4通を留郵便で返還している(乙3ないし6)。

(イ) 被控訴人は、平成13年8月18日、申込票に住所、氏名等を記載し、

控訴人に対して以下の約定が記載された「カードローン契約証書兼告知書」を差し入れてその旨を約し、この際、控訴人は、被控訴人の運転免許証などで本人確認を行った（乙7、14）。

a 融資限度額 80万円

b 利率 年利23.36パーセント

c 支払日 毎月5日

d 支払方法

借入後残高に応じて、返済期間を借入日より3年ないし4年以内、返済回数を36回ないし48回以内に、借入後残高に一定数の割合を乗じて得られる金額を弁済する。

なお、被控訴人は、平成14年2月8日付けで、前記同様の約定の記載された「カードローン契約証書兼告知書」を差し入れているが、融資限度額は100万円となっている。そして、この際、控訴人は、被控訴人の運転免許証のコピーを受領するなどの本人確認手続を行っている（乙8）。また、被控訴人は、同日、エンカード申請書を作成し、同申請書には、新・既区分として「既存」、受領方法として「郵送」と記載されている（乙12）。

(イ) 被控訴人は、平成18年8月18日、申込票に住所、氏名等を記載し、控訴人に対して以下の約定が記載された「武富士カード入会申込書」を差し入れてその旨を約し、この際、控訴人は、被控訴人の運転免許証などのコピーを受領して本人確認を行った（乙9、15）。

a 融資限度額 100万円

b 利率、支払日、支払方法については(イ)と同様。

なお、被控訴人は、平成19年1月29日付けで、前記同様の約定の記載された「武富士カード入会申込書」を差し入れているが、契約限度額は200万円となり、約定利率も18パーセントとなっている。そし

て、この際、控訴人は、被控訴人の運転免許証などのコピーを受領して本人確認を行っている（乙10）。

また、被控訴人は、同日、武富士カード申請書を作成し、同申請書には、新・既区分として「既存」、受領方法として「来店」と記載されている（乙13）。

(二) 被控訴人は、平成20年12月24日、会員入会申込書兼顧客カードに住所、氏名等を記載し、控訴人に対して以下の約定が記載された「武富士カード契約証書」を差し入れてその旨を約し、この際、控訴人は、被控訴人の運転免許証などのコピーを受領して本人確認を行った（乙11, 16）。

- a 融資限度額 10万円
- b 利率 年18パーセント
- c 支払日 每月3日
- d 支払方法 (イ)と同様。

イ 本件取引では、昭和59年7月28日以降、平成18年1月30日までの間は、概ね30日前後から長くて64日（昭和63年4月12日と同年6月15日の取引の間隔）の間隔をおいて借り入れと弁済が繰り返されており、控訴人が主張する本件取引1の終了日である平成13年6月21日から58日経過後の同年8月18日に本件取引2が開始されている。また、控訴人が主張する本件取引2の終了日である平成18年1月30日から200日経過後の同年8月18日に本件取引3が開始され、平成20年7月17日までの間、概ね30日前後の間隔をおいて借り入れと弁済が繰り返されている。さらに、控訴人が主張する本件取引3の終了日である平成20年7月17日から161日経過後の平成20年12月25日に本件取引4が開始され、その後平成21年8月4日までの間、概ね30日前後の間隔をおいて借り入れと弁済が繰り返されている。

そして、本件取引期間中、昭和59年7月28日から平成20年7月17日までの取引については、取扱支店の店番はすべて168、会員番号も3152として管理されているところ、平成20年12月25日以降の取引については、取扱支店の店番は602、会員番号は14925として管理されている（乙1ないし16）。

3 前記認定の事実を前提として、本件取引について、事実上、一個の連續した貸借取引であると評価することができるかどうかについて判断する。

(1) まず、同一の貸主と借主との間で継続的に貸付けとその弁済が繰り返されることを予定した基本契約が締結され、この基本契約に基づく取引に係る債務の各弁済金のうち制限超過部分を元本に充当すると過払金が発生するに至ったが、過払金が発生することとなつた弁済がなされた時点においては両者の間に他の債務が存在せず、その後に、両者の間で改めて金銭消費貸借に係る基本契約が締結され、この基本契約に基づく取引に係る債務が発生した場合には、第1の基本契約に基づく取引により発生した過払金を新たな借入金債務に充当する旨の合意（以下「過払金充当合意」という。）が存在するなどの特段の事情がない限り、第1の基本契約に基づく取引に係る過払金は、第2の基本契約に基づく取引に係る債務には充当されないと解するのが相当である。そして、第1の基本契約に基づく貸付け及び弁済が反復継続して行われた期間の長さやこれに基づく最終の弁済から第2の基本契約に基づく最初の貸付けまでの期間、第1の基本契約についての契約書の返還の有無、借り入れ等に際し使用されるカードが発行されている場合にはその失効手続の有無、第1の基本契約に基づく最終の弁済から第2の基本契約が締結されるまでの間における貸主と借主との接觸の状況、第2の基本契約が締結されるに至る経緯、第1と第2の各基本契約における利率等の契約条件の異同等を考慮して、第1の基本契約に基づく債務が完済されてもこれが終了せず、第1の基本契約に基づく取引と第2の基本契約に基づく取引とが事実上1個の連

続した貸付取引であると評価することができる場合には、上記の過払金充当合意が存在するものと解するのが相当である。

- (2) これを本件についてみると、被控訴人は、昭和59年7月28日付け、平成13年8月18日付け、平成18年8月18日付け及び平成20年12月24日付けの上記認定のとおりの約定が記載された契約証書を被控訴人に差し入れて、4個の基本契約を締結したものと認めるのが相当であるから、各基本契約に基づく取引に係る過払金は、その後に締結された基本契約に基づく取引に係る債務には当然されないものと解される。

- (3) 次に、本件取引について当事者間に前記過払金充当合意が存在するものと解するのが相当であるとすべき特段の事情が認められるかどうかについて検討する。

ア まず、各基本契約に基づく貸付け及び弁済が反復継続して行われた期間の長さ等についてみると、本件取引1が継続した期間は昭和59年7月から平成13年6月までの約17年間で、本件取引1の終了日から本件取引2の開始日までの期間は58日である。本件取引2が継続した期間は平成13年8月から平成18年1月までの約4年4か月間で、本件取引2の終了日から本件取引3の開始日までの期間は200日である。本件取引3が継続した期間は平成18年8月から平成20年7月までの約2年間で、本件取引3の終了日から本件取引4の開始日までの期間は161日であり、本件各取引の全期間は昭和59年7月から平成21年8月までの約25年間に及ぶ。

イ 次に基本契約書の返還の有無についてみると、本件取引1の期間中、合計6通の基本契約書が作成されているが、そのうち4通が平成13年6月、控訴人から被控訴人に返還されているが、昭和59年7月付け及び同年12月付けの契約書2通は被控訴人に返還された形跡がないし、本件取引2ないし4に係る基本契約書が被控訴人に返還された形跡もない。

また、借り入れなどに際して使用されるカードに関して、被控訴人は、平成13年8月18日付け及び平成18年8月18日付けでカード申請書を作成しているが、従前発行されていたカードについて失効手続が取られたうえ、新たなカードが発行されたのかどうかについては、本件証拠上、必ずしも明らかではない。

ウ 本件取引1ないし4にかかる各取引の利率等、支払日、支払方法等については、前記認定のとおりである。なお、本件取引1の期間中には、前後6通の基本契約書が作成されているが、融資権度額、約定利率及び支払日については、基本契約1とは異なる約定がなされ、本件取引2の期間中にも、融資権度額について、基本契約2とは異なる約定がなされ、また、本件取引3の期間中にも、融資権度額及び約定利率について、基本契約3と異なる約定がなされている。

以上認定の事実によれば、基本契約1ないし3に基づく取引が継続した期間はそれぞれ約17年間、4年4か月間、2年間であるのに対し、1つの基本契約終了日から次の基本契約締結までの期間はそれぞれ58日、200日、161日であり、各基本契約に基づいて継続していく取引期間の長さに比べて、1つの基本契約に基づく取引の終了から他の基本契約に基づく取引開始までの期間が長くても7か月弱程度で、比較的短期間に過ぎない。また、基本契約1について作成された6通の基本契約書のうち昭和59年7月に作成された契約書外1通の契約書及び基本契約2、3について作成された基本契約書が、被控訴人に返還された形跡はない。

次に、借り入れなどに際して利用されるカードの効力に関してどのような処理がなされたのかについては、本件証拠上、必ずしも明らかではないことは前記認定のとおりであり、前記申請書には、新・既の区分といはずも「既存」との記載がなされているところ、本件取引1の終了日から本件取引2の開始日までの間隔が58日、本件取引2の終了日から本件取引3の開始

日までの間隔が200日程度に過ぎないことに照らすと、既存のカードが流用されていた可能性が高いというべきである。

また、基本契約2ないし4を締結する際、被控訴人は申込票等を作成しているが、基本契約1ないし4では約定利率や約定支払日が異っており、また、基本契約2及び3を締結する際、控訴人は、被控訴人から運転免許証の写しの交付を受けるなどして本人確認をしていることは前記（付加訂正後の原判決）認定のとおりである。

しかしながら、本件取引1の期間中、基本契約1の約定とは異なる融資限度額等が記載された契約証書が作成され、同様に、本件取引2の期間中にも、基本契約2の約定とは異なる融資限度額が記載された契約書が作成され、本件取引3の期間中にも、融資限度額及び約定利率の異なる契約書が作成されていることや、本件取引1の期間中の平成10年9月10日付けの契約証書作成の際及び本件取引3の期間中の平成19年1月29日付けの契約証書作成の際には、いずれも基本取引が継続中であるにもかかわらず、被控訴人から運転免許書のコピーなどの交付を受けて本人確認を行っていることに照らすと、基本契約1ないし4で、融資限度額、約定利率及び支払日が異なることや、改めて本人確認等がなされていることは、前記特段の事情の存在を否定する要素として考慮することは相当とはいひ難い。

以上の諸般の事情を総合考慮すると、基本契約1ないし4に基づく取引は事实上1個の連續した貸付取引であると評価することができる特段の事情が存在するものと解するのが相当である。

なお、被控訴人に付された会員番号が、基本契約1ないし3と基本契約4では異なるものの、会員番号は、控訴人がその債権の管理上、付したものと推認され、そのことをもって、前記認定は左右されないというべきである。

以上より、被控訴人の主張は理由がある。

4 控訴人が悪意の受益者であるかどうかの点について

控訴人は、控訴人が被控訴人に対し、いわゆる17条書面及び18条書面を交付し、みなし弁済規定の適用を受けるための営業努力を続けてきたなどとして、みなし弁済の適用があるとの認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情がある旨主張する。しかしながら、前記特段の事情が存在するといえるためには、最低限、本件取引における個々の全ての取引について、控訴人が、当時、17条書面及び18条書面に該当するものと信じていた各書面が作成されていて、かつ、このような書面が被控訴人に交付されることを立証する必要があるものというべきところ、これらの事実を立証するには至っておらず、したがって、控訴人に前記特段の事情が存在するものは認めることはできず、控訴人の前記主張は採用しない。

よって、控訴人は民法704条所定の「悪意の受益者」に該当するものというべきである。

5 以上のとおり、昭和59年7月28日から平成21年8月4日までの取引を事實上1個の連續した貸付取引であるとし、控訴人は悪意の受益者に該当するものとして、利息制限法に引き直して計算をすると、被控訴人の過払金は、原判決添付の別紙「利息制限法に基づく法定金利計算書」記載のとおり、565万4316円となり、これに対する平成21年10月7日までの確定法定利息は36万5358円となるものと認められる（甲1）。

6 なお、被控訴人は、本件取引が事實上1個の連續した貸付取引として評価でるべきかどうかの点、控訴人が悪意の受益者に該当するかどうかの点についての控訴人の当審における主張は、時機に後れた攻撃防御方法であるから却下すべきであると主張する。

確かに、控訴人は、原審において、控訴人が貸金業法に定める貸金業者であること、本件取引経過については認める旨の答弁書を提出したのみで、当審において新たに主張した点について、なんら主張、立証をせず、当審においても、

控訴理由書の提出期限までに控訴理由書を提出せず、当審における第1回口頭弁論期日の6日前の平成22年5月26日に控訴理由書を提出して前記主張をするに至ったもので、控訴理由書の提出時期が遅すぎることは否定しきれないが、控訴人の前記主張は、これによつて、新たに人証の取調べ等を要するような主張ではなく、訴訟の遅延をもたらすものともいえないでの、控訴人の前記主張を、時機に後れた攻撃防御方法であるとして却下すべきものとまではいい難いといふべきであるから、被控訴人の前記主張は採用しない。

第4 結論

以上によれば、原判決は相当であつて、控訴人の本件控訴は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

名古屋高等裁判所民事第3部

裁判長裁判官

高 田 健 一

裁判官

尾 立 美 子

裁判官

上 杉 英 司

これは正本である

平成22年7月13日

名古屋高等裁判所民事第3部

裁判所書記官 此下陽

